

周南市子育て世帯訪問支援事業実施要領

1 目 的

家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、支援員が訪問し、当該家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、育児等の支援を実施することにより、家庭環境及び、養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に「周南市子育て世帯訪問支援事業実施要綱」第 10 条の規定に基づき事業実施に必要な事項を定めるものとする。

2 法的根拠

児童福祉法第 6 条の 3 第 19 項

3 事業委託

事業の実施においては、訪問支援員を派遣する家庭、支援内容（訪問支援員を派遣する回数、時間、期間、支援内容等）の決定を除き、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる民間事業者、団体若しくは個人（以下「訪問支援員等」という。）に委託して実施することができるものとする。

4 対象者の例外

「周南市子育て世帯訪問支援事業実施要綱」第 3 条に規定する対象者の内、「周南市多胎児世帯訪問支援事業実施要綱」に基づく支援又は援助の対象となるものは、対象者とししない。

5 実施期間・回数・日時

（1）実施期間

原則 6 か月以内で、最長 1 年以内とする。

（2）実施回数

原則支援計画 1 プラン当たり上限 30 回とし、1 対象家庭につき、1 回当たり 2 時間以内とする。

（3）実施日時

ア 実施日は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、及び 12 月 29 日から同月 31 日まで、1 月 2 日から同月 3 日を除く日とする。

イ 実施時間帯は、午前 8 時から午後 6 時までとする。
ただし、場合によってはこの限りではない。

（4）実施における留意事項

ア 市は、事前連絡なく又は定められた期間までに連絡なく、対象者の都合により、支援計画 1 プラン当たり 3 回援助を実施できなかった場合は、支援の実施を停止するものとする。但し、災害や利用者の体調不良等、やむを得ない理由

により連絡できなかった場合については、この限りではない。

6 実施場所

原則として、対象者の自宅とする。

7 実施方法

- (1) 市は、本事業による支援が必要な者に対して、訪問等により、事業の趣旨及び支援の必要性について説明する。
- (2) 本事業による支援が必要な者は、市へ利用申請書（別紙１）を提出する。
- (3) 市は内容を審査の上、利用の可否を決定し、利用承認通知書（別紙２）又は利用不承認通知書（別紙３）を通知する。
- (4) 市は、対象者に係る支援目標、支援内容等を定めた支援計画、サポートプランを策定し、対象者を含め関係者と情報共有及び協議の上、支援計画表（別紙４）を作成する。
- (5) 市は、支援計画表に基づく支援内容等に合わせて、訪問支援員等を派遣し、支援を実施する。市の担当者は初回対応には同席をする。
- (6) 市は、訪問支援員等による支援の実施後、３か月ごとにモニタリングを実施し、訪問支援員等の支援継続の要否の判断及び支援内容等、支援計画表の見直しを行う。
- (7) 訪問支援員等は、支援内容等に変更があった場合、または対象者の心身の状態や家庭状況等に変化があった場合、若しくは本事業以外の支援も必要であると考えられる場合には、速やかに市へ報告する。
- (8) 訪問支援員等は、市へ実施報告書（別紙５）、受託料請求書（別紙６）及び明細書（別紙７）を作成及び提出をし、定期報告を行う。
- (9) 市は、訪問支援員等が作成した実施報告書及び請求書等の提出に基づき、訪問支援員等に対して、委託料を支払う。
- (10) 支援終了の判断については、市と訪問支援員等の間で支援計画表の評価を行い、情報共有及び協議を踏まえ、判断する。

8 委 託 料

別表参照

9 利 用 料

対象者の自己負担は無料とする。

ただし、対象者は、訪問支援員が生活必需品の買物その他の支援を行う際、対象者自宅から移動のための交通費等を必要とする場合には、実費相当額を負担し、支援を行う訪問支援員等に支払うものとする。

10 実施体制

(1) 訪問支援員等の要件

訪問支援員等については、以下のいずれの要件を満たし、本事業を適切に実施できる者として市長が適当であると認めた者とする。

ア 家事又は育児を適切に実行する能力を有する者

イ 市が適当と認める研修を修了した者

ただし、他の研修等の修了をもって習得できると市が判断した部分については省略する。

ウ 次に掲げる欠格事由のいずれかにも該当しない者

a 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

b 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児相福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

c 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者
その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

（2）安全管理体制

訪問支援員等に対して、次の事項への留意を図るものとする。

ア 児童の「最善の利益」を実現させる観点から、児童及びその保護者等の対応及び個人情報の保護について十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

イ 身分証を提示するなどして市からの訪問者であることを明確にすること。

ウ 当該事業の実施による事故の発生又はその再発の防止に努めること。

本業務中に事故等が発生した場合、次の行動をとること。

a 医療機関などに連絡を取り、緊急対応をとること。

b 事故及び緊急対応の状況を市に報告し、その指示を受けること。

c 事故報告書（任意様式）を作成し、市に提出すること。

附則

この要領は令和6年4月1日から施行する

附則

令和7年3月28日

この要領は令和7年3月28日から施行する